

千葉県稲毛区穴川コミュニティセンターの管理に関する基本協定書に係る変更協定書

千葉県（以下「甲」という。）と株式会社京葉美装（以下「乙」という。）との間で令和3年3月15日付けをもって締結した「千葉県稲毛区穴川コミュニティセンターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更事項

（1）基本協定書第10条

変更箇所は別紙新旧対照表1のとおり

（2）指定管理者個人情報取扱特記事項

変更箇所は別紙新旧対照表2のとおり

2 変更理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、千葉県指定管理者等個人情報保護規程及び千葉県指定管理者等及び出資等法人個人情報保護事務処理要領が廃止されたため

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 千葉県中央区千葉港1番1号
千葉県
千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉県中央区椿森2丁目5番8号
株式会社 京葉美装
代表取締役 国吉 晃 甲